

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 1 月 10 日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第 113 号

## 職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当に関する規則（昭和50年墨田区規則第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「から第13号まで」を削り、同項中第11号から第13号までを削り、第14号を第11号とし、第15号を第12号とし、同条第5項中「、修学部分休業、高齢者部分休業若しくは育児部分休業により勤務しない時間又は子育て部分休暇」を「又は修学部分休業」に改める。

## 付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。